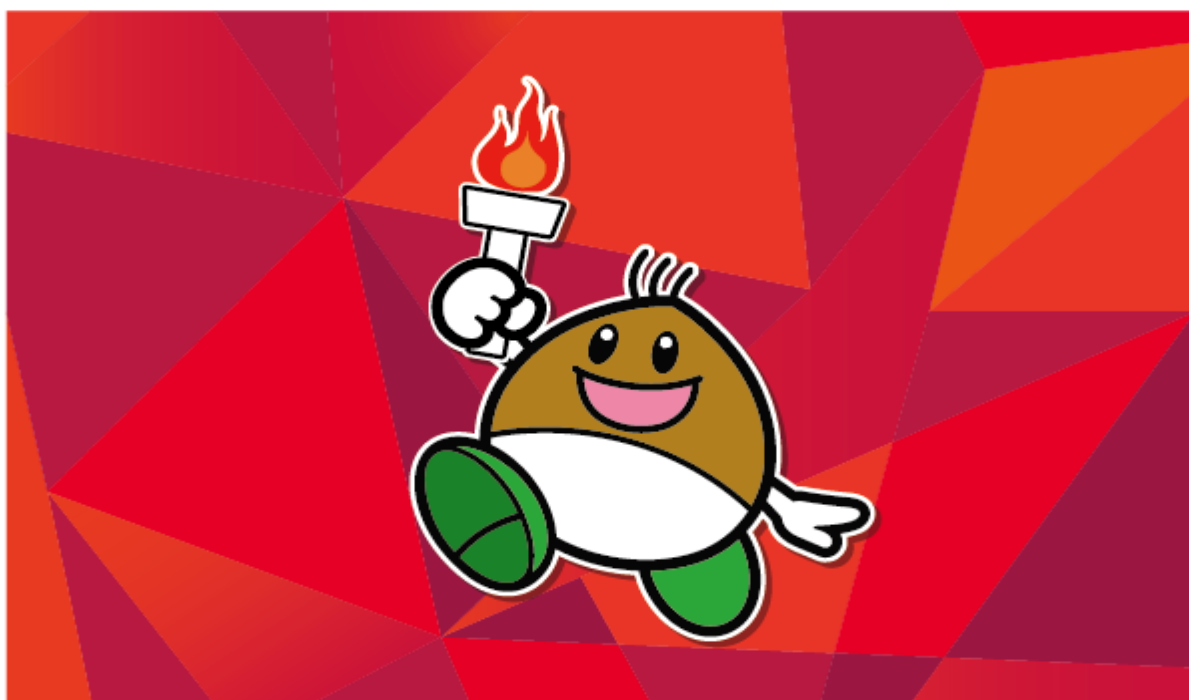


わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会

第2回宿泊衛生専門委員会

（書面開催）



2025

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

RITTO

書面議決日：令和6年7月5日（金）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会 第2回宿泊衛生専門委員会

次 第

◎ 報 告 事 項

- 第1号報告 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会宿泊衛生専門委員の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 第2号報告 栗東市弁当調製施設募集要項に基づく選定申請事業所及び弁当調製施設選定基準に基づく弁当部会での確認結果について・・・・・・・・P 1
- 第3号報告 不足する弁当数を滋賀県国スポ・障スポ大会局の事前調査に幹旋依頼したことについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 第4号報告 弁当調製施設の追加募集を計画することについて・・・・・・・・・・P 1

◎ 審 議 事 項

- 第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおける栗東市弁当調製施設の指定について（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2

(参 考 資 料)

- 資料1 栗東市実行委員会宿泊衛生専門委員会委員名簿・・・・・・・・・・p 3
- 資料2 わた SHIGA 輝く国スポ栗東市弁当調達要項・・・・・・・・・・p 4
- 資料3 栗東市弁当調製施設募集要項・・・・・・・・・・p 6
- 資料4 栗東市弁当調製施設選定基準・・・・・・・・・・p 8
- 資料5 栗東市弁当調製施設審査結果一覧・・・・・・・・・・p 10
- 資料6 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会規則・・・・・・・・p 11
- 資料7 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会専門委員会規程・・・・p 16

◎報告事項

第1号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会宿泊衛生専門委員の変更について

令和6年2月6日から令和6年6月13日までの間における専門委員の変更が下記のとおりありましたので報告します。（「資料1」参照）

（順不同・敬称略）

所属機関・団体名	役職名	新任者	前任者
栗東市議会	副議長	里内 英幸	中野 光一
栗東市健康福祉部	部長	小林 弘美	太田 聡史
栗東市上下水道事業所	部長	福田 茂幸	太田 吉明

第2号報告

栗東市弁当調製施設募集要項に基づく選定申請事業所及び弁当調製施設選定基準に基づく弁当部会での確認結果について（「資料5」参照）

栗東市弁当調製施設募集要項に基づき、栗東市の弁当調製施設に選定申請のありました下記事業所を、第2回弁当部会において、弁当調製施設選定基準に基づき確認したところ、弁当調製施設選定基準に適合していましたので報告します。

事業所名	所在地
料理旅館 豆喜楼	栗東市辻392番地
キッチンゴンドラ	栗東市小柿六丁目1番22号竹之内ビル102
Kitchen mom（キッチン マム）	栗東市霊仙寺六丁目7番1号

第3号報告

栗東市弁当調製施設に指定予定の上記3事業者では、不足する弁当数を滋賀県国スポ・障スポ大会局に斡旋依頼（事前調査）したことについて

栗東市での国スポ開催期間中における、選手等への斡旋弁当及びボランティアへの支給弁当の1日最大必要数は780食ですが、申請のあった事業者の1日の弁当調製数を合算しても、450食にしかならないため、不足数を滋賀県国スポ・障スポ大会局の事前調査に斡旋依頼（依頼締切：令和6年6月17日）したので報告します。

第4号報告

弁当調製施設の追加募集を計画することについて

栗東市での弁当必要数に対し不足が生じており、県の国スポ・障スポ大会局に斡旋を依頼したが、弁当の確保が不確定なため、弁当調製施設の追加募集を計画します。

◎ 審 議 事 項

第 1 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおける栗東市弁当調製施設の指定について（案）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市弁当調製施設募集要領に基づき募集を行い、申請内容を確認した結果、下記の 3 つの施設がわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市弁当調製施設選定基準を満たしていることから、わた SHIGA 輝く国スポ栗東市弁当調達要項 7 に基づき、栗東市弁当調製施設として指定する。

記

(順不同)

No.	申請者 (法人の場合は名称)	事業所名称	所在地
1	田 中 一 仁	料理旅館 豆喜楼	栗東市辻 3 9 2 番地
2	笠 井 英 子	キッチンゴンドラ	栗東市小柿六丁目 1 番 2 2 号 竹之内ビル 1 0 2
3	大 江 夕利香	Kitchen mom (キッチン マム)	栗東市霊仙寺六丁目 7 番 1 号

資料 1

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ栗東市実行委員会 宿泊衛生専門委員会委員名簿

(順不同 敬称略)

【委員長】 1 名

R6. 6. 13

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	栗東市	副市長	上山 輝幸

【副委員長】 2 名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	栗東市議会	副議長	里内 英幸
2	市議会関係	栗東市議会 文教福祉常任委員会	委員長	西田 聡

【委員】 5 名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	宿泊関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 為夫
2	医療・福祉関係	一般社団法人草津栗東医師会	会長	新木 真一
3		社会福祉法人済生会滋賀県病院	院長	三木 恒治
4	市関係	栗東市健康福祉部	部長	小林 弘美
5		栗東市上下水道事業所	所長	福田 茂幸

わた SHIGA 輝く 国スポ栗東市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、栗東市で開催する「わた SHIGA 輝く 国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者等」という。）に幹旋又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

大会参加者等の弁当調達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するものとする。

3 弁当調達計画

実行委員会は、弁当の調達に当たり、あらかじめ必要数を把握し、適切な弁当調達計画を作成するものとする。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幹旋弁当 選手、監督、視察員及び報道員に幹旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当にあつては大会の開催期間、支給弁当にあつては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当料金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幹旋弁当（お茶付き） 1,100 円以内（消費税別）
- (2) 支給弁当（お茶付き） 1,100 円以内（消費税別）

※消費税については、開催時の税率を適用するものとする。

7 弁当調製施設の指定

実行委員会は、宿泊衛生専門委員会弁当部会が選考した施設と協議し、適正と認めた施設を弁当調製に係る施設（以下「弁当調製施設」という。）に指定するものとする。

8 指定取り消し

実行委員会は、第7項により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、競技会場に弁当引換所を設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行うものとする。

10 準用

第2項から第9項までの規定は、必要に応じて栗東市で開催される競技別リハーサル大会に準用する。

11 補則

この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年2月6日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市弁当調製施設募集要領

1 趣旨

この要領は、栗東市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を定める。

2 業務内容

弁当の調製、会場への配達及び弁当容器の回収

3 応募要件

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市弁当調製施設選定基準を満たすこと。

4 応募方法

次の書類を 8 の「提出・問合せ先」へ郵送又は持参により提出すること。

- (1) 選定申請書（様式第 1 号）
- (2) 弁当調製施設調査票（様式第 2 号）
- (3) 市税の納税証明書（応募日以前 3 か月以内のもの。課税されている全税目が記載されている納税証明書。）
- (4) 営業許可証の写し

5 募集期間

令和 6 年 5 月 14 日（火）から令和 6 年 6 月 5 日（水）まで持参だけでなく郵送の場合であっても、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（※土曜日、日曜日は除く）必着のこと。

6 選定方法

提出された選定申請書等に基づき審査を行い、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が弁当調製施設を選定する。選定の結果、指定となった事業者へは選定結果通知書（様式第 3 号）、指定できなかった事業者へは選定結果通知書（様式第 4 号）にて通知する。

7 その他

- (1) 各様式は実行委員会（栗東市役所国スポ・障スポ推進課）のホームページからダウンロードすること。

- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが、市実行委員会の弁当調達関係業務及び県実行委員会との情報共有や、管轄保健所による食品衛生指導以外には使用しない。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量及び配達場所については、市実行委員会の指示によるものとする。
- (6) 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）の立入調査（拭き取り検査、収去検査）が実施されることがある。
- (7) 今後の予定については、選定された事業者連絡します。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市弁当調製施設選定基準

1 趣旨

この基準は、栗東市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ大会」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選定基準について、必要な事項を定める。

2 大会に対しての理解と協力

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市開催基本方針を理解し、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 選定基準

(1) 基本条件

- ア 食品衛生法等の関係法令の規定により営業許可を受けていること。
- イ 弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会と指定弁当調製施設において円滑な業務の連携ができること。
- ウ 栗東市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

(2) 施設の衛生管理

- ア 選定時点において過去 3 年間に食中毒の事故歴がないこと。
- イ 食品衛生監視票が調査時点において 80 点以上であること、もしくは国スポ・障スポ開催 1 年前までに保健所の食品衛生監視を受け当該監視票で 80 点以上となること。
- ウ HACCP に沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされていること。
- エ 提供食数にかかわらず、検食は調理済み食品を食品ごとに 50 g 以上ずつ清潔な容器に入れ、－20℃以下で 2 週間以上保存すること。同一内容の食品を 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに 50 g 以上ずつ清潔な容器に入れ、－20℃以下で 2 週間以上保存すること。
- オ 食品に直接接触する作業に従事する者全員に対し、大会前 1 ヶ月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）を実施すること。なお、実行委員会が必要と認めた場合は、ノロウイルスの検便も実施すること。
- カ 死亡後遺障害補償額が、1 事故 1 億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ・障スポ開催期間中に加入できること。

(3) 施設の調製能力

- ア 第三者に委託することなく、弁当の調製ができること。
- イ 大会時の提供可能数が、曜日に限りなく1日あたり100食以上であること。
- ウ 前日午後8時までの受注に対し、当日午前11時の納入が可能であること。
- エ 実行委員会が定める単価に応じた調製が可能であること。
- オ 栗東市の特色を生かした弁当の調整が可能であること。
- カ 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- キ 実行委員会が指定（準備）する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- ク メニューの日替わりが3日以上可能であること。

(4) 施設の対応能力

- ア 冷蔵庫などの適切な温度管理のできる車両等により実行委員会が指定する日時及び場所または、実行委員会が手配・準備した保冷車の待機場所に指定する日時までに搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。
- イ 弁当付属品として、割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用ビニール袋の納入ができること。
- ウ 実行委員会が指定する日時に、弁当献立、サンプル（試食弁当）、及び写真の提供が可能であること。
- エ 荒天等により大会が変更又は中止になった場合に、弁当の調製および納入について実行委員会の指示に対応できること。
- オ 弁当容器に実行委員会から配布するラベルシール（弁当の名称、消費期限、原材料名（食品添加物、アレルギー（特定原材料）、遺伝子組み換え等の表示を含む。）保存方法、製造所所在地・製造者名、その他食品表示関係法令により規定される表示、提供後速やかに食べてもらう注意喚起、持ち帰りを禁止する表示）の貼付ができること。
- カ 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

(5) 信用状況

- ア 栗東市の市税の滞納がないこと。
- イ 栗東市暴力団排除条例（平成23年条例第31号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団及び条例第2条第1号に規定する暴力団員又は密接関係者ではないこと。

附 則

この基準は、令和6年5月8日から施行する。

わたSHIGA輝く国スボ・障スボ栗東市弁当調製施設審査結果一覧表 No.

審査結果			適合		適合		適合	
申請者	施設名	適合	キッチンゴンドラ		Kitchen mom (キッチンママ)		適合	
基本条件	営業許可 (期限)	R10.10.31	R12.10.31		R10.10.31		連携可	
	業務連携	連携可	連携可		連携可		連携可	
	所在地	栗東市辻392番地	栗東市小柿六丁目1番22号竹之内ビル102		栗東市霊仙寺六丁目7番1号		連携可	
	1 国民スボーツ大会への提供 (100食以上)	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
弁当の調製能力	2 国民スボーツ大会への提供可能食数	平日	200食	200食	平日	150食	平日	100食
	3 前日午後8時までの受注に対し、当日午前11時の納入	土曜	200食	200食	土曜	150食	土曜	100食
	4 単価に応じた調製	日曜	200食	200食	日曜	150食	日曜	100食
	5 実行委員会が指定するメニューや食材の対応	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
施設の対応	6 米・菜・肉及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
	7 実行委員会が指定 (準備) する容器・包装紙等での提供	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
	8 メニューの日替わりが3日以上	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
	9 冷蔵庫などの適切な温度管理のできる車両等または実行委員会が準備した保冷車への搬入	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
衛生管理	10 実行委員会が指定する日時・場所での搬入容器等の回収	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
	11 実行委員会が指定する弁当付食品の提供 (割り箸、爪楊枝、お手拭き、持ち運び用のビニール袋、お品書き等)	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
	12 弁当献立、サンプル (試食弁当)、及び写真の提供	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
	13 荒天等による大会変更又は中止による実行委員会の指示への対応	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
信用状況	14 苦情の対応 (弁当に関する苦情を直接受けた場合の対応及び速やかな実行委員会への報告)	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
	15 弁当容器に実行委員会が示す項目のラベルシールの添付 (名称、消費期限、保存方法、製造者名、製造所所在地、原材料名、アレルギー原因物質、遺伝子組換え、原材料の産地等食品衛生法等によって規定される表示及び実行委員会が指示する表示)	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
	16 過去3年間の食中毒の事故歴	■無	□有	□有	■無	□有	■無	□有
	17 食品衛生監視票が調査時点または大会1年前までに80点以上 (保健所に依頼して検査を受けることができる)	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
市税滞納	18 HACCPに沿った衛生管理に取り組み等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされている	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
	19 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度を清潔な容器に密封し、マイナース20℃以下で2週間以上保存	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
	20 大会開催前の1ヶ月以内に検査の実施	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
	21 開催期間中の食品賠償保険等への加入 (死亡後遺症補償額1事抜1億円以上)	■可	□不可	□不可	■可	□不可	■可	□不可
暴力団員又は密接関係者	市税滞納	■無	□有	□有	■無	□有	■無	□有
	信用状況	■無	□有	□有	■無	□有	■無	□有

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、栗東市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1)競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2)競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3)競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4)競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5)関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6)その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1)栗東市を代表する者
- (2)栗東市議会を代表する者
- (3)関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4)その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 5名以内
- (3)常任委員 50名以内
- (4)監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、栗東市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為(民事上のものに限る。)については、あらかじめ会長が指名した副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長、常任委員及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3)事業計画及び事業報告に関すること。

(4)予算及び決算に関すること。

(5)常任委員会に委任する事項に関すること。

(6)その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて監事、顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1)総会から委任された事項に関すること。

(2)専門委員会の設置並びに専門委員会への委任及び付託に関すること。

(3)総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4)その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮ったうえで、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会

等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、栗東市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年7月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和5年6月9日から施行する
- 2 この会則の施行の際現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会栗東市準備委員会の委員、役員、顧問、参与及び専門委員である者は、それぞれわたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会の委員、役員、顧問、参与及び専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会栗東市準備委員会の議決事項及び関係規定中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害

者スポーツ大会栗東市準備委員会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会」と読み替えるものとする。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会会則（令和5年6月9日施行）第13条第3項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干人

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員の中からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。
- （委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月9日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光・おもてなし（歓迎装飾）に関すること。 6 大会旗及び炬火イベントに関すること。 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技会の運営に関すること。 2 式典及び表彰式に関すること。 3 競技施設及び関連施設の整備に関すること。 4 競技用具の整備に関すること。 5 競技役員等の養成及び編成に関すること。 6 その他競技、式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 医事衛生に関すること。 5 防疫計画に関すること。 6 標準献立及び食品調達に関すること。 7 その他宿泊及び衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送交通に関すること。 2 交通及び駐車場対策に関すること。 3 消防及び警備に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。